

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会 運営要領（案）

〔平成29年1月31日〕
〔検討会申合せ〕

（検討会の運営）

第1条 スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（以下「検討会」という。）の議事の手続その他検討会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（検討会の招集）

第2条 検討会は座長が招集する。

2 座長は、検討会を招集すべき日時が決まり次第、座長が適當と認める方法により、遅滞なく公表する。

（議長）

第3条 座長は、検討会の議長となり、議事を整理する。

（意見の聴取）

第4条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適當と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第5条 検討会の会議は公開とする。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

（議事録の作成及び公表）

第6条 検討会の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

（検討会の資料の公表）

第7条 検討会の資料は、公表するものとする。

（雑則）

第8条 この運営要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。